

# ○海部地区水防事務組合決裁規程

昭和 48 年 9 月 18 日  
訓令第 4 号

改正 平成 8 年 11 月 29 日訓令第 1 号  
改正 平成 22 年 2 月 15 日訓令第 1 号  
改正 令和元年 6 月 3 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、管理者の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務処理の原則)

第 2 条 事務は、すべて厳正かつ的確に取り扱い、処理は、迅速かつ効率的に行われなければならない。

(副管理者の決裁)

第 3 条 副管理者の決裁については、管理者の属する市町村の副市町村長である副管理者が行うものとする。

2 前項に規定する副管理者が不在のときは、管理者がその事務を決裁する。

(その他)

第 4 条 前条に定めるもののほか、事務の決裁については、愛西市決裁規程（平成 17 年愛西市訓令第 3 号）の例によるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 11 月 29 日訓令第 1 号）

この規程は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 15 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 22 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 3 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和元年 6 月 3 日から施行する。